

別記

第 5 号様式(第 9 条関係)

住宅取得奨励金交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

多古町長



年 月 日付け 第 号により交付を決定した多古町住宅取得奨励金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、多古町住宅取得奨励金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 奨励金交付決定額  | 円 |
| 2 取消額       | 円 |
| 3 取消後の交付決定額 | 円 |
| 4 取消しの理由    |   |

注

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に町長に対し審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に多古町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この決定の日から 1 年を経過すると、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。